

会長	副会長	副会長	副会長	事務局
(田)				

日行連発第 12 号  
平成 28 年 4 月 5 日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠 田 和 夫  
第一業務部  
部長 益 本 納

「土地届け」パンフレットの送付について（周知協力）

先般とりまとめられました「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策最終とりまとめ」において「相続時の土地に係る各種申請・届出について普及・啓発する」とされたことを受け、国土交通省が作成した標記パンフレットについて、周知協力依頼がまいりました。

本パンフレットにおいては、届出手続きについて行政書士に相談することができる旨の記載がありますので、各単位会におかれましては、各種相談会・説明会でご活用いただき、土地所有者に対し、相続時の土地に係る各種申請・届出について周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本パンフレットにつきましては、下記の国土交通省HPからも入手することができますので、ご確認の程、よろしくお願い申し上げます。

記

【別添】

- ・『「土地届け」パンフレットの送付について』  
(平成 28 年 3 月 29 日付け・事務連絡・国土交通省政策統括官付)
- ・「土地届け」パンフレット 10 部

【国土交通省HP】

[http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku\\_tk3\\_000020.html](http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000020.html)  
(所有者が分からない土地を増大させないための取組)

以 上

事 務 連 絡  
平成28年3月29日

日本行政書士会連合会  
渋谷 様

国土交通省 政策統括官付

「土地届け」パンフレットの送付について

日頃より国土行政につきましてご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
先般とりまとめました「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策最終とりまとめ」  
において「相続時の土地に係る各種申請・届出について普及・啓発する」とされたこと  
を受け、別添のとおりパンフレットを作成しました。

貴連合会が関わる各種相談会や説明会でご活用いただき、土地所有者に対し、相続時  
の土地に係る各種申請・届出について、周知いただけますと幸いです。

今後とも何卒よろしく願いいたします。

記

【送付資料】

「土地届け」パンフレット 500部

【担当】

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-2

国土交通省政策統括官付（国土政策局総合計画課） 水野、小川

TEL:03-5253-8359 FAX:03-5253-1570

E-mail: mizuno-a27c@mlit.go.jp（水野） ogawa-t85ae@mlit.go.jp（小川）



だれの土地？もしかして、あなたのおじいちゃんの家じゃない？

# 土地届け

山崩れを直したくても

山の手入れをしたくても

畑や田んぼを  
やりたい人が  
いても

だれの土地か  
分からないと困っちゃう。

持ち主の分からない土地が増えています。  
みんなのために、自分のために、「土地届け」をしてください。



農林水産省

持続可能な人と国土を考える



国土交通省



＼ 土地を相続したら ＼

# 土地届け

相続したら「土地届け」。

登記、届け出、土地活用 の 意思表示 の 3つをおねがいします。



## 登記

あなたのため、お子さんやお孫さんのため、地域の人のために、  
相続登記（所有者の名義変更）をしてください。

土地の登記を  
しておく



- 将来、あなたの子どもや孫に、トラブルなく土地を引き継ぐことができます。
- 災害が発生した場合も、所有者を特定でき、早期に復旧作業に着手できます。

相続登記手続きは法務局に申請してください。お近くの司法書士にもご相談できます。



## 届け出

農地・森林を相続された方は、  
届け出が義務づけられています。

届け出の内容は、相続した方の氏名、住所などです。届け出の様式などは下記の届け出先にお問い合わせください。届け出しない場合は、10万円以下の過料を科されることもあります。

### 農地

相続した土地のある市町村の農業委員会または農業担当課

### 森林

相続した土地のある市町村の林業担当課

届け出の手続きは、お近くの行政書士にもご相談できます。

※森林については、相続に限らず売買、贈与などにより、新たに森林の土地の所有者となった場合にも届け出が義務づけられています。



## 土地活用の 意思表示

誰かに売りたい、管理を任せたい  
という意思のある方は、教えてください。

すぐに買い手や借り手がみつからない場合もありますが、土地活用の意思表示をしておくだけで後々その機会が訪れるかもしれません。詳しくは下記までご相談ください。

### 農地

相続した土地のある市町村の農業委員会または農業担当課

### 森林

相続した土地の最寄りの森林組合

このパンフレットに関するお問い合わせは

【国土交通省国土政策局国土管理企画室】

03-5253-8359

詳しくはこちら

[http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku\\_tk3\\_000020.html](http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000020.html)